



「賛助会員」入会のご案内

医の原点をささえる



公益社団法人

日本医業経営コンサルタント協会



I. 賛助会員制度

1. 目的

(公社)日本医業経営コンサルタント協会は、医療・保健・介護・福祉に関する調査研究を行い、医業経営にかかるコンサルタントの水準の確保と資質の向上に努め、医業の社会公共性を経営面から支援することにより、医業経営の健全化・安定化に寄与いたします。よって、より良い地域社会の発展と、健康で文化的な国民生活に貢献することを目的に活動しています。

このような当協会の運営と活動をご支援いただける団体・法人と密接な関係を保ち、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するために、賛助会員制度を設けています。

2. 特典

(1) 広告

- ① 主たる事務所の所在地（1つを登録）がある支部で開催される、地域研究交流会および支部主催のセミナー等の会場・開催案内に法人名を表記できます。
- ② 機関誌 JAHMC (ジャーマック) を無料で配布いたします。また、年に1回無料で広告掲載ができます。
- ③ 会員名簿に登載いたします。
- ④ 協会ホームページへのリンク登録ができます。

(2) セミナー等

- ① 主たる事務所の所在地がある支部と賛助会員は、共催による「医業経営セミナー」を開催することができます（「医業経営セミナー」開催要領参照）。
※ただし、登録地以外の支部と共催セミナーを希望する場合は、その支部及び賛助会員の主たる事務所の所在地がある支部の承諾を得る必要があります。
<※の例>「東京都支部（主たる事務所の所在地）」の賛助会員が、登録地以外の「栃木県支部」と共催セミナーを行う場合、「栃木県支部」及び「東京都支部」の承諾を得る。
- ② 協会から講師の派遣を年度ごとに、1回受けることができます（「講師派遣」実施要領参照）。
- ③ 協会が所有する録画教材を年度ごとに4回まで貸出しを受けることができます（「録画教材」貸出要領参照）。
- ④ 賛助会員の社員の方および賛助会員から紹介された方は、日本医業経営コンサルタント学会、地域研究交流会およびセミナー等に限り、無料参加（協会会員除く5名まで）できます。

(3) 出版物

- ① 協会出版の書籍等を無料で配布いたします。※詳細は事務局にお問合せください。

3. 入会の手続き

- (1) 入会申込書に該当事項をご記入のうえ、事業内容のわかるもの（会社案内等）と登記事項証明書を添えてご提出ください。
- (2) 申込みは随時受け付けております。
- (3) 「入会決定通知書」が届きましたら、「入会金」および「会費」をお支払ください。
- (4) 入金確認後、「賛助会員証」をお送りいたします。

4. 承認基準

当協会の事業の目的にご賛同いただける団体および法人とします。

※ 理事会での承認後、「入会決定通知書」および関係書類をお送りいたします。

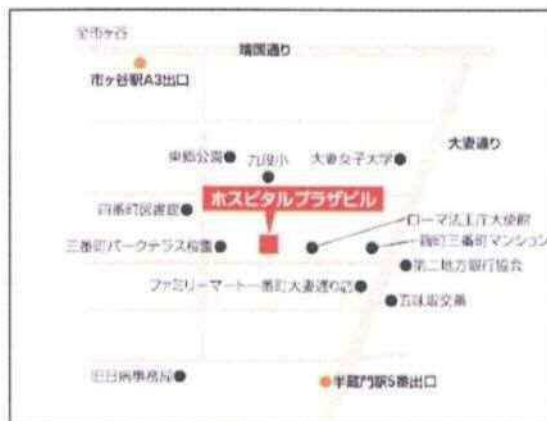
5. 年会費等

- (1) 入会金：100,000 円 *入会時のみ
- (2) 年会費：240,000 円 *半期ごと（4月/10月）のご請求（中途入会の場合は月割とします）

令和3年5月14日現在

案内図

- 半蔵門駅(東京メトロ半蔵門線)
5番出口より 徒歩約6分
- 市ヶ谷駅(JR中央線・総武線、
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線)
A3出口より 徒歩約7分
- 麴町駅(東京メトロ有楽町線)
6番出口より 徒歩約8分
- 四ツ谷駅(JR中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線・南北線)より
徒歩約13分



公益社団法人

日本医業経営コンサルタント協会

Japan Association of Healthservice Management Consultants

〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5階

TEL 03-5275-6996 FAX 03-5275-6991 E-mail Info@jahmc.or.jp

<http://www.jahmc.or.jp>

賛助会員入会申込書

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会

会 長 川 原 丈 貴 殿

弊社は、貴協会の事業に賛同し、賛助会員としての入会を希望します。

(↓太線枠内をご記入ください)

主たる事務所の所在地 (特典①に該当するもの)	〒 —						
	TEL			FAX			
フリガナ							
法人名							
フリガナ							
代表者名							
連絡先 所属・名前	〒 —						
	TEL			FAX			
	E-mail						
添付書類	1 法人経歴書または会社案内 2 法人登記簿謄本						
賛助会員番号	No.						
					担当者	受付日	備考

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報は、当協会個人情報保護方針に基づき利用し、安全かつ厳密に管理します。

詳細は当協会ホームページのプライバシーポリシー（<https://www.jahmc.or.jp/cgi-bin/privacy/>）をご確認ください。

【送付先】 〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5F
(公社)日本医業経営コンサルタント協会 総務部総務課

賛助会員制度

令和3年5月

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会
総務委員会



公益社団法人

日本医業経営コンサルタント協会

Japan Association of Healthcare Management Consultants

目 次

I.	賛助会員制度	2
1.	目的	
2.	特典	
3.	入会の手続き	
4.	承認基準	
5.	年会費等	
II.	セミナー等の実施にあたっての関係資料	
1.	「医業経営セミナー」開催要領	4
2.	「講師派遣」実施要領	5
3.	「録画教材」貸出要領	6
4.	手続きの流れ（医業経営セミナー、講師派遣、録画教材貸出）	7
III.	規則等	
1.	賛助会員倫理基準	8
2.	会員規則	9

I. 賛助会員制度

1. 目的

(公社)日本医業経営コンサルタント協会は、医療・保健・介護・福祉に関する調査研究を行い、医業経営にかかるコンサルタントの水準の確保と資質の向上に努め、医業の社会公共性を経営面から支援することにより、医業経営の健全化・安定化に寄与いたします。よって、より良い地域社会の発展と、健康で文化的な国民生活に貢献することを目的に活動しています。

このような当協会の運営と活動をご支援いただける団体・法人と密接な関係を保ち、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応するために、賛助会員制度を設けています。

2. 特典

(1) 広告

- ① 主たる事務所の所在地（1つを登録）がある支部で開催される、地域研究交流会および支部主催のセミナー等の会場・開催案内に法人名を表記できます。
- ② 機関誌 JAHMC (ジャーマック) を無料で配布いたします。また、年に1回無料で広告掲載ができます。
- ③ 会員名簿に登載いたします。
- ④ 協会ホームページへのリンク登録ができます。

(2) セミナー等

- ① 主たる事務所の所在地がある支部と賛助会員は、共催による「医業経営セミナー」を開催することができます（「医業経営セミナー」開催要領参照）。
※ただし、登録地以外の支部と共催セミナーを希望する場合は、その支部及び賛助会員の主たる事務所の所在地がある支部の承諾を得る必要があります。
<※の例>「東京都支部（主たる事務所の所在地）」の賛助会員が、登録地以外の「栃木県支部」と共催セミナーを行う場合、「栃木県支部」及び「東京都支部」の承諾を得る。
- ② 協会から講師の派遣を年度ごとに、1回受けることができます（「講師派遣」実施要領参照）。
- ③ 協会が所有する録画教材を年度ごとに4回まで貸出しを受けることができます（「録画教材」貸出要領参照）。
- ④ 賛助会員の社員の方および賛助会員から紹介された方は、日本医業経営コンサルタント学会、地域研究交流会およびセミナー等に限り、無料参加（協会会員除く5名まで）できます。

(3) 出版物

- ① 協会出版の書籍等を無料で配布いたします。※詳細は事務局にお問合せください。

3. 入会の手続き

- (1) 入会申込書に該当事項をご記入のうえ、事業内容のわかるもの（会社案内等）と登記事項証明書を添えてご提出ください。
- (2) 申込みは随時受け付けております。
- (3) 「入会決定通知書」が届きましたら、「入会金」および「会費」をお支払ください。
- (4) 入金確認後、「賛助会員証」をお送りいたします。

4. 承認基準

当協会の事業の目的にご賛同いただける団体および法人とします。

※ 理事会での承認後、「入会決定通知書」および関係書類をお送りいたします。

5. 年会費等

- (1) 入会金：100,000 円 *入会時のみ
- (2) 年会費：240,000 円 *半期ごと（4月/10月）のご請求（中途入会の場合は月割とします）

令和3年5月14日現在

Ⅱ. セミナー等の実施にあたっての関係資料

1. 「医業経営セミナー」開催要領

(1) 開催趣旨

日本の少子・高齢化は加速度を増し、医療の財源や担い手不足など、医療・福祉サービスの維持が危ぶまれています。良質な医療・福祉サービスの提供は、その機関・施設の健全な経営が欠かせません。良い医療とは、その医療機関が所在している地域住民が求めているニーズに対応できるような医療サービスを提供することです。

このため、地元に着している賛助会員と協会支部によるセミナーを開催し、「医業経営」に対する理解を求めるとともに、共通の課題に取り組む団体(個人)や講師とのネットワーク構築の場を提供するため、「医業経営セミナー」を開催いたします。

(2) 主催

(公社)日本医業経営コンサルタント協会〇〇支部

(3) 受講対象者

このセミナーの内容に興味を持つ方すべて(会員、一般を問わず)

(4) 開催にあたって

賛助会員は、主たる事務所の所在地がある支部と共催による「医業経営セミナー」を開催することができる。ただし、登録地以外の支部と「医業経営セミナー」を開催する場合は、その支部及び賛助会員の主たる事務所の所在地がある支部の承諾を得る必要がある。

- ① 賛助会員が協会支部と共催するセミナーの名称は「医業経営セミナー」とする。
- ② 「医業経営セミナー」の主催者は協会支部とし、賛助会員は共催者とする。
- ③ 賛助会員は、支部と調整のうえ、別紙【様式第(賛)ー01号、第(賛)ー02号】にて開催日の3か月前までに協会本部に「開催日時」等を提示する。
- ④ セミナーの内容は医業経営に関するものとし、賛助会員の商業機会を拡大するような内容を盛り込むことはできない。
- ⑤ 賛助会員の営業ツール等の配布はできない。
- ⑥ 会場の手配は賛助会員が行う。
- ⑦ 集客および開催案内は、賛助会員と支部が協力して行う。
- ⑧ 講師の選任は、賛助会員と支部が協議して決定する。
- ⑨ 当該セミナー開催に要する費用は、賛助会員の負担とする。
- ⑩ 当該セミナー開催の収支差額が黒字の場合は協会支部への寄附とする。
- ⑪ 当該セミナーを協会「継続研修」として開催する場合、会員の受講料収入(＠3,000円/1時間)は協会支部に帰属する。
- ⑫ 当該セミナーの開催にあたり収集した「個人情報」は協会に帰属する。

令和 3 年 3 月

2. 「講師派遣」実施要領

(1) 趣旨

医療機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、当協会は、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応し、よりよい地域社会の発展に貢献することを目指しています。

このため、当協会の活動に賛同いただく団体・法人（賛助会員）と連携強化を図り、賛助会員のさらなる発展・充実のための一助となるべく、年度ごとに 1 回、講師派遣の支援をいたします。

(2) 派遣対象

- ① 賛助会員が単独で主催し、医業経営に係る内容をテーマとしているセミナー等（協会の「継続研修」対象にはならない）
- ② 支部と共催する「医業経営セミナー」

(3) 派遣にあたって

- ① 派遣は、年度ごとに 1 回受けることができる。
- ② 原則として開催 3 か月前までに、講師派遣申請書【様式第（賛）-03 号】、セミナー等実施計画書【様式第（賛）-04 号】、タイムスケジュール（プログラム等）を協会本部に提出し、関係委員会から承認を得るものとする。
- ③ 上記 2.（1）による講師への講義等の依頼は、原則として賛助会員が行う。
- ④ 講師謝金は協会支給基準に基づき、協会が賛助会員に支給する。
 - ・ 継続研修講師料：1 時間 50,000 円（内税）
2 時間（1 コマ）70,000 円（内税）
 - ・ 1 コマあたり 1 時間の増減ごとに 20,000 円を増減する。
 - ・ 例：同一講師による 4 時間の講義で 1 コマの延長である場合 110,000 円
(70,000 円 + 40,000 円)
同一講師による 4 時間の講義で 2 コマである場合 140,000 円
(70,000 円 × 2)
- ⑤ 講師の交通費は実費とし、交通費申請書【様式第（賛）-06 号】の提出された内容をもって、後日、協会が賛助会員に支給する。
- ⑥ 会場費・資料印刷費等のその他費用及び協会の基準を超える講師謝金は、賛助会員の負担とする。
- ⑦ 当該講師による講義等の場が「医業経営セミナー」である場合、「医業経営セミナー」開催要領に基づく申請も行う。
- ⑧ 開催案内等に後援として、協会名を記載する。
- ⑨ 当該セミナー等実施報告書【様式第（賛）-05 号】と共に、講師の謝金及び交通費の最終金額を申請する。

令和 3 年 3 月

3. 「録画教材」貸出要領

(1) 趣旨

医療機関を取り巻く環境が大きく変化する中で、当協会は、経営環境の変化に的確かつ迅速に対応し、よりよい地域社会の発展に貢献することを目指しています。

このため、当協会の活動に賛同いただく団体・法人（賛助会員）と連携強化を図り、賛助会員のさらなる発展・充実のための一助となるべく、協会が所有する録画教材を年度ごとに 4 回まで無償で貸出いたします。

(2) 録画教材の貸出を受ける者

賛助会員に限る。

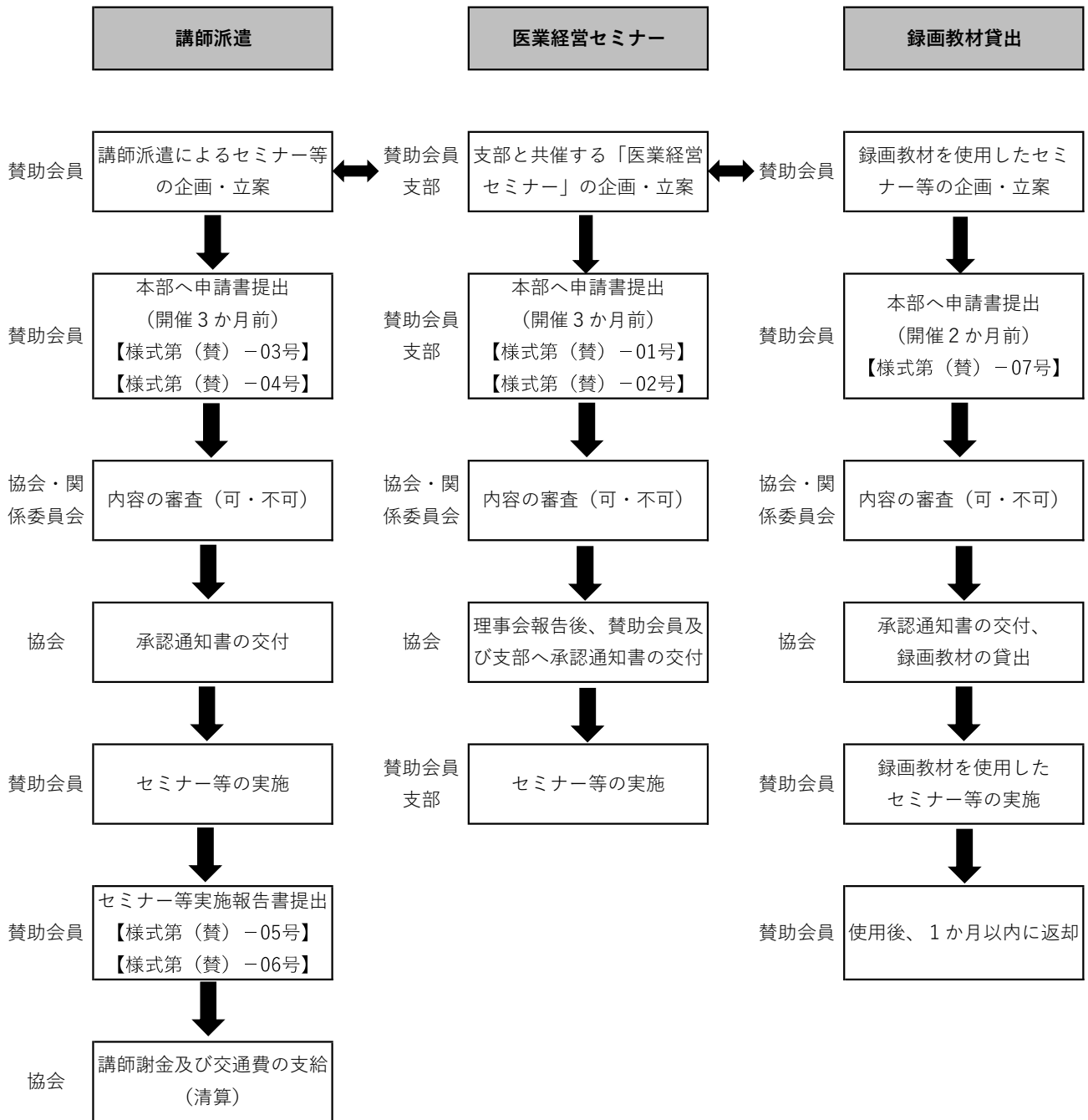
(3) 録画教材を視聴できる者

録画教材の取扱い条件による。

(4) 開催にあたって

- ①貸出は、年度ごとに 4 回までとする。
- ②原則として開催 2 か月前までに、録画教材貸出申請書【様式第 (賛) -07 号】、タイムスケジュール（プログラム等）を協会本部に提出し、関係委員会から承認を得るものとする。
- ③「医業経営セミナー」において使用する場合、「医業経営セミナー」開催要領に基づく申請も行う。
- ④使用后、1 か月以内に返却する。
- ⑤録画教材を使用したセミナー等の開催案内等には、後援として協会名を記載する。

4. 手続きの流れ（医業経営セミナー、講師派遣、録画教材貸出）



賛助会員倫理基準

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）の賛助会員は、次に定める倫理に関する諸基準を遵守し、医業経営の健全化・安定化のために、協会の事業の趣旨に賛成し助成することにより、協会の維持・発展に貢献する。

（遵守基準）

- 第1 賛助会員は、協会設立の趣旨を認識し、法令、協会の定款・規則・規程および協会の決議を遵守する。
- 2 賛助会員の職員で、認定登録 医業経営コンサルタントの資格のない者は、認定登録 医業経営コンサルタントの名称を使用して業務を行ってはならない。
- 3 賛助会員は、認定登録 医業経営コンサルタント法人と紛らわしい肩書を用いてはならない。

（名誉と信義基準）

- 第2 賛助会員は、高い倫理性の保持に努め、会員としての名誉と良識を保持し、協会の名誉を害し信用を傷つける行為や信義と誠意にもとるような行為を行ってはならない。

（相互基準）

- 第3 賛助会員は、協会が行う活動に相互に協調し、誠実にその業務を遂行する。

（自律基準）

- 第4 賛助会員は、協会の正会員に対して自己の利益を図る行為をしてはならない。

（守秘基準）

- 第5 賛助会員は、協会における活動を通じて知り得た協会（各支部及び各地区協議会を含む）の秘密およびその他の情報を、正当な理由なく職員および外部に漏洩、盗用してはならない。

会 員 規 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会（以下「協会」という。）の定款第5条に規定する会員（以下「会員」という。）について基本的事項を定める。

(会員区分)

第2条 この規則において、会員を次のとおり区分する。

- (1) 個人である正会員（以下「個人正会員」という。）
- (2) 法人である正会員（以下「法人正会員」という。）
- (3) 法人である賛助会員（以下「賛助会員」という。）
- (4) 名誉会員

(入会)

第3条 個人正会員及び法人正会員並びに賛助会員の入会は、協会の事業に賛同又は賛助して入会を希望する個人又は法人が、別に定める入会手続を行い、総務委員会の審査を経て、理事会の承認を得るものとする。

2 入会日は、理事会が入会を承認した日の翌月1日とする。

(会員の呼称)

第4条 前条の手続きを経て、入会が承認されると会員であることを呼称できる。

(個人正会員)

第5条 個人正会員の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 定款第4条第1項第2号に規定する調査研究事業の成果を享受できること
- イ 定款第4条第1項第3号に規定する教育研修事業に参加できること
- ウ 定款第4条第1項第4号に規定する啓発支援活動を享受できること
- エ 常任委員会（個人正会員に限る）及び支部活動に参加できること

(2) 義務

- ア 倫理基準、定款及び規則等を遵守すること
- イ 別に定める会費等を支払うこと
- ウ 協会の組織及び制度の活性化に積極的に協力すること
- エ 綱紀監察事案に該当し、「処分」を受けた会員は、協会の受けた損害に対し、損害賠償責任を負うこと

(認定登録 医業経営コンサルタント)

第6条 別に定める「認定登録に関する規程」に基づき、認定登録 医業経営コンサルタントの権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 定款第4条第1項第1号に規定する資格認定者としての権利を享受できること
- イ 前条第1号の権利を享受できること

(2) 義務

- ア 前条第2号の義務を負うこと
- イ 認定登録 医業経営コンサルタントとして、自らの資質の涵養及び職務能力の向上を図ること
- ウ 医業経営の健全化・安定化に積極的に貢献すること

(法人正会員)

第7条 法人正会員の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 第5条第1号の権利を享受できること
- イ 認定登録 医業経営コンサルタントの業務活動と提携できること

(2) 義務

- ア 第5条第2号の義務を負うこと

(認定登録 医業経営コンサルタント法人)

第8条 「医業経営コンサルタント法人の認定登録に関する規程」に基づき、認定登録 医業経営コンサルタント法人の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

- ア 第5条第1号の権利を享受できること

(2) 義務

- ア 第5条第2号の義務を負うこと
- イ 認定登録 医業経営コンサルタント法人として、自らの資質の涵養及び職務能力の向上を図ること
- ウ 医業経営の健全化・安定化に積極的に貢献すること
- エ 当該法人の構成員でない他の認定登録 医業経営コンサルタントとの積極的な連携、協調を図ること

(認定登録 医業経営コンサルタント法人の所属)

第9条 認定登録 医業経営コンサルタント法人は、協会本部に所属する。ただし、当該法人は、それぞれの所在する支部の活動に積極的に協力するものとする。

(賛助会員)

第10条 賛助会員の権利及び義務を次のように定める。

(1) 権利

ア 第5条第1号の権利（イを除く）を享受できること

(2) 義務

ア 第5条第2号の義務を負うこと

2 その他賛助会員に関する事項は、別に定める賛助会員制度によるものとする。

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、定款第5条第1項第3号の推薦を受けた以下の者とする。

(1) 推薦時において、個人正会員でない者

(2) 役員、支部長、医業経営コンサルタント資格認定審査会委員、常任委員会委員等として3期以上会務の執行、事業の実施に多大な功労があったと理事会が判断した者

(3) 会員以外で学識経験者として協会の運営に多大な貢献があったと理事会が判断した者

(4) 協会の名誉の高揚並びに会員の信頼と評価の向上に引き続き寄与されると理事会が判断した者

2 名誉会員は、第5条第1号の権利を享受できるとともに、名誉会員であることを呼称し、協会の発展に協力するものとする。

(会員証等)

第12条 個人正会員には、会員証（個人正会員）【様式第（証）-01号】を交付する。

2 法人正会員には、会員証（法人正会員）【様式第（証）-02号】を交付する。

3 賛助会員には、会員証（賛助会員）【様式第（証）-03号】を交付する。

4 認定登録 医業経営コンサルタントには、第1項の会員証のほか、認定登録 医業経営コンサルタント証票【様式第（証）-04号】及び認定登録 医業経営コンサルタント章を交付する。

5 認定登録 医業経営コンサルタント法人には、第2項の会員証のほか、認定登録 医業経営コンサルタント法人認定登録証【様式第（証）-05号】を交付する。

6 前各項の規定により会員証等の交付を受けた者が、会員としての地位を失った場合は、交付を受けた会員証等を遅滞なく協会本部に返還しなければならない。

7 会員証等は、他に貸与若しくは使用させてはならない。

8 会員が会員証等の盗難・遺失等にあった場合は、すみやかに協会本部に届け出るとともに再交付を受けなければならない。

(休止)

第13条 個人正会員が、正会員としての権利及び義務を休止したいときは、1年以内、通算して2年間で限度に休止を申請することができる。ただし、会費の滞納がないことを前提とする。

2 前項の休止申請は、会員休止申請書の提出により行い、総務委員会での審議を経て、理事会が承認する。

3 前項の規定により休止を認められた正会員は、休止期間中、会員証、認定登録 医業経営コンサルタントにあっては、認定登録 医業経営コンサルタント証票及び認定登録 医業経営コンサルタント章を協会本部に一時的に寄託しなければならない。

4 休止期間の満了した正会員は、自動的に正会員としての権利及び義務が復活し、協会に寄託された会員証等の返還を受けるものとする。

(権利の停止等)

第 14 条 会費等の滞納期間が満 1 年を経過した会員及び休止会員の権利の停止等を次のように定める。

- (1) この規則に定める会員としての全ての権利の享受を停止する
- (2) 会員であることの呼称及び認定登録 医業経営コンサルタントとしての業務を禁止する
- (3) 会員が、権利の享受を停止された場合、会長は、当該会員の所属する支部の支部長にその旨を通知する

(綱紀監察)

第 15 条 正会員及び賛助会員が、協会が定める定款、倫理基準等の規定及びその他関係法規に著しく違反しているおそれがある行為があったときは、別に定める綱紀監察の対象とする。

(規則の改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

組織規程第4条（支部及び地区協議会）

定款第47条に規定する支部及び地区協議会を次の表に掲げるとおりに置く。

名 称	支 部 名
北海道・東北地区協議会	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京地区協議会	東京都
関東・甲信越地区協議会	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸地区協議会	富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地区協議会	滋賀県 京都府 大阪府・和歌山県連合 兵庫県 奈良県
中国・四国地区協議会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄地区協議会	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県